

当座勘定規定

第1条（当座勘定への受入れ）

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金受領証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要するときには、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条（証券類の受入れ）

- ① 証券類を受入れたときには、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れたときには、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条（本人振込み）

- ① 当社の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあったときには、当社で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。また、証券類による振込みについても、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があったときには、振込金の入金記帳を取消します。

第4条（第三者振込み）

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- ② 第三者が当社の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをしたときには、第3条と同様に取扱います。

第5条（受入証券類の不渡り）

- ① 前三条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を預金者に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、預金者からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または、振込みを受けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込

みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、預金者を通じて返却することもできます。

- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払うときには、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条（手形、小切手の支払）

- ① 小切手が支払のために呈示されたとき、または手形が呈示期間内に支払のため呈示されたときには、当座勘定から支払います。
- ② 当座勘定の払出しのときには、小切手を使用してください。

第8条（手形、小切手用紙）

- ① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出すときには、当社が交付した用紙を使用してください。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受けるときには、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③ 前二項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。
- ④ 手形用紙、小切手用紙の請求があったときには、必要と認められる枚数を実費で交付します。

第9条（支払の範囲）

- ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえるときには、当社は、その支払義務を負いません。
- ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当社は責任を負わないものとします。
- ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

第11条（過振り）

- ① 第9条第1項にかかわらず、当社の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をしたときには、当社からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当社所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当社が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がないときには、当社は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤ 第1項による不足金があるときには、預金者から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券額は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条（手数料等の引落し）

- ① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じたときには、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をするときには、当社所定の手続をしてください。

第13条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座預金から引落します。

第14条（印鑑等の届出）

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当社所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をするときには、預金者からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第15条（届出事項の変更）

- ① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、届出住所に対する当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかったときには、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第16条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- ① 手形、小切手を振出または為替手形を引受けるときには、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものは呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第18条（線引小切手の取扱い）

- ① 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当社は、その責任を負いません。また、当社が第三者にその損害を賠償したときには、振出人に求償できるものとします。

第19条（自己取引手形等の取扱い）

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とするときでも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第20条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第21条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があったときには、当社所定の方法により報告します。

第22条（譲渡、質入れの禁止）

この当座預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第23条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第25条第2項第1号、第4号AからFおよび第5号AからEのいずれにも該当しないときに利用することができ、第25条第2項第1号、第4号AからFまたは、第5号AからEの一にでも該当するときには、当社はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第24条（取引の制限等）

- ① 当社は、預金者の情報や具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報に変更があったときは速やかに当社に届け出てください。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけないときには、入金、払戻、各種手続等について、本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- ② 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻、各種手続等について、本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- ③ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間を超過したときは、入金、払戻、各種手続等について、本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- ④ 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、または預金者の説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、払戻、各種手続等について本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- ⑤ 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認めるときは、当社は当該取引の制限を解除します。

第25条（解約）

- ① この取引は、預金者の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は預金者の署名捺印または署名した書面によるものとします。
- ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。
 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 2. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 3. 第24条第1項から第4項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたり解消されないとき
 4. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明したとき
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 5. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ③ 当社は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がないときは、いつでもこの取引を解約することができます。
- ④ 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- ⑤ 預金者が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当社が解約するときには、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第26条（取引終了後の処理）

- ① この取引が終了したときには、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられた為替手形であっても、当社は、その支払義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第27条（手形交換所規則による取扱い）

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置が取られているときには、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第28条（個人信用情報センターへの登録）

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第29条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- ① この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。
- ② 前項により相殺するときの手続きについては、次によるものとします。
 1. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、小切手に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合に、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

2. 前号の充当の指定のないときには、当社の指定する順序方法により充当します。
 3. 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときには、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- ③ 第1項により相殺するときの借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- ④ 第1項により相殺するときの外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- ⑤ 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第30条（規定の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

以上

(2020年4月1日改訂)